

鳥取市告示第273号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定する件（平成24年鳥取市告示第430号）において指定した区域の一部について、同条第2項の規定により指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により告示する。

平成25年5月10日

鳥取市長 竹内 功

- 1 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域  
鳥取市南吉方三丁目201番地の一部（別図のとおり）
- 2 指定を解除する形質変更時要届出区域において、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 3 指定を解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

（別図は省略し、その図面は鳥取市環境下水道部生活環境課に備え置いて閲覧に供する。）